

南九州市告示第133号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた南九州農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を変更したので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により告示し、整備計画を次により縦覧に供する。

令和8年6月15日

南九州市長 塗 木 弘 幸

- 1 縦覧場所
 南九州市農業振興課（潁娃庁舎）

- 2 南九州市告示第117号で縦覧に供した整備計画の変更案に対する住民からの
 意見の要旨及び処理結果
 意見なし